

いわての市町村の第三セクターの状況(平成30年3月31日現在)

(第三セクター等の状況に関する調査(平成30年度調査)の概要)

I. はじめに(P1)

II. 第三セクターの状況のポイント(P2~3)

III. 設立状況

第三セクターの数(P4)

第三セクターの業務分類 (P5)

第三セクターに対する市町村等の出資額及び役職員数の状況(P6)

IV. 経営状況

経常損益の状況(P7~8)

債務超過の状況(P9)

市町村等の財政支援の状況 補助金交付額(P10)

市町村の財政支援の状況 市町村からの借入金残高(P11)

損失補償契約に係る債務残高(P12)

V. 情報公開・経営の点検評価の取組(P13)

調査の目的

この調査は、市町村及び市町村が過半を出資する団体(以下「市町村等」という。)が出資(「出えん」を含む。以下同じ。)している下記の調査対象法人について、その出資、経営等の状況を把握することを目的としています。

調査対象法人

(1) 本調査においては、「第三セクター」として、次の法人を調査対象としています。

- ① 会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は特例有限会社(以下「会社法法人」という。)のうち、市町村等が出資を行っている法人
- ② 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定に基づき設立された公益社団(財団)法人及び一般社団(財団)法人(以下「社団法人等」という。)のうち、市町村等が出資を行っている法人

(2) (1)に該当する場合であっても、以下の法人は対象としていません。

- ① 県の出資額が最も多い法人
- ② 事業活動の範囲が全国的な法人又は全国規模で設立されている法人
- ③ 銀行等金融機関又は広域的に事業を行う電力会社若しくはガス会社

(3) 「IV. 経営状況」及び「V. 情報公開・経営の点検評価の取組」については、(1)のうち次の法人を調査対象としています。

- ① 市町村等の出資割合が25%以上の会社法法人及び社団法人等(複数の市町村等の出資割合の合計が25%以上の法人も含む。)
- ② 出資割合が25%未満であるものの財政的援助(補助金、貸付金及び損失補償)を受けている会社法法人及び社団法人等

※ 「第三セクター等の状況に関する調査」は、総務省の照会に基づき実施しており、第三セクターのほか、土地開発公社が調査対象となっていますが、土地開発公社については、別途「いわての市町村土地開発公社の状況」に取りまとめて県ホームページで公表しています。

調査時点

平成30年3月31日現在

【参考】 出資法人に対するチェック制度

1 地方公共団体の首長によるチェック(対象:出資割合50%以上の法人)

地方自治法第221条第3項(同法施行令第152条)により、地方公共団体の首長は、出資割合が50%以上の法人に対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずるよう求めることができます。

2 議会によるチェック(対象:出資割合50%以上の法人)

地方自治法第243条の3第2項(同法施行令第173条)により、地方公共団体の首長は、出資割合が50%以上の法人に対して、毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、議会に報告しなければならないとされています。

3 地方公共団体の監査委員によるチェック(対象:出資割合25%以上の法人、及び出資割合が25%未満であるものの財政的援助を行っている法人)

地方自治法第199条第7項(同法施行令第140条の7)により、監査委員は、出資割合が25%以上の法人、及び出資割合が25%未満であるものの市町村からの財政的援助を受けている法人に対して、補助金等の財政的援助に係るものの監査を行うことができます。

- ・ 県内市町村の第三セクター(平成30年3月31日現在)の経営状況をみると、全体の経常損益は11年連続で黒字を確保しましたが、経常損益が悪化した法人数が改善した法人数を上回るとともに、経常利益総額は減少しました。
- ・ 個別の損益動向では、引き続き多額の経常赤字を計上したり、市町村から多額の補助を受けるなど、依然として厳しい状況が続いている法人も見られます。
- ・ このため、各市町村においては、第三セクターの経営状況、財政的リスク等の的確な把握と経営悪化を防ぐための必要な関与を行うとともに、地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組む必要があります。

1 第三セクターの数 → P4~5

- ・ 市町村等が出資している第三セクターの総数は159法人で、前年度と比較して1法人増加(4増3減)しています。
うち監査委員による監査対象となる法人(※)は123法人で全体の77.4%を占め、前年度と比較して2法人増加(3増1減)しています。

※「監査委員による監査対象となる法人」:市町村が25%以上出資している法人、及び出資金額が25%未満であるが市町村が財政的援助を行っている法人。

2 出資額及び役職員数の状況(全法人) → P6

- ・ 第三セクターに対する市町村等の出資額は176億21百万円で、前年度に比べて2百万円減少し、このうち市町村等の出資額は82億44百万円で、前年度に比べて29百万円増加しました。
- ・ 市町村等の出資割合は46.8%と前年度に比べて0.2ポイント増加しました。
- ・ 第三セクターの役職員総数2,860人となり、前年度に比べて26人増加しました。
また、市町村等の退職者や出向者による役職員数は288人(全体の10.1%)となっています。

3 経常損益の状況(25%以上出資等法人等) → P7~8

- ・ 黒字は75法人(全体の61.0%)、赤字は48法人(全体の39.0%)で、前年度に比べて黒字が9法人減少、赤字が12法人増加となりました。
また、全体の経常損益額は6億54百万円の黒字となり、前年度の8億54百万円の黒字に比べて黒字幅は縮小しました。
- ・ 個別の損益動向をみると、損益が改善した法人が50法人に対し、悪化した法人が69法人となっており、一部法人においては、引き続き多額の経常赤字を計上するなど、依然として厳しい状況が続いています。

4 債務超過の状況 → P9

- ・ 負債が資産を上回る、いわゆる「債務超過」の状態にあるのは8法人(全体の6.5%)で、前年度に比べて4法人増加しました。(4増0減)。
また、債務超過額は7億72百万円と前年度に比べて19百万円増加しました。

5 市町村等の財政支援の状況 → P10~12

- ・ 市町村等から補助金を交付されている第三セクターは50法人(全体の40.6%)で、交付額は38億79百万円と前年度に比べて28億59百万円増加しています。
- ・ 市町村からの借入金残高を有する第三セクターは3法人(全体の2.4%)で、その額は7億3百万円と前年度に比べて68百万円減少しました。
- ・ 市町村の損失補償契約に係る債務残高を有する法人は4法人(全体の3.2%)で、債務残高は10億24百万円と前年度に比べて82百万円減少しました。

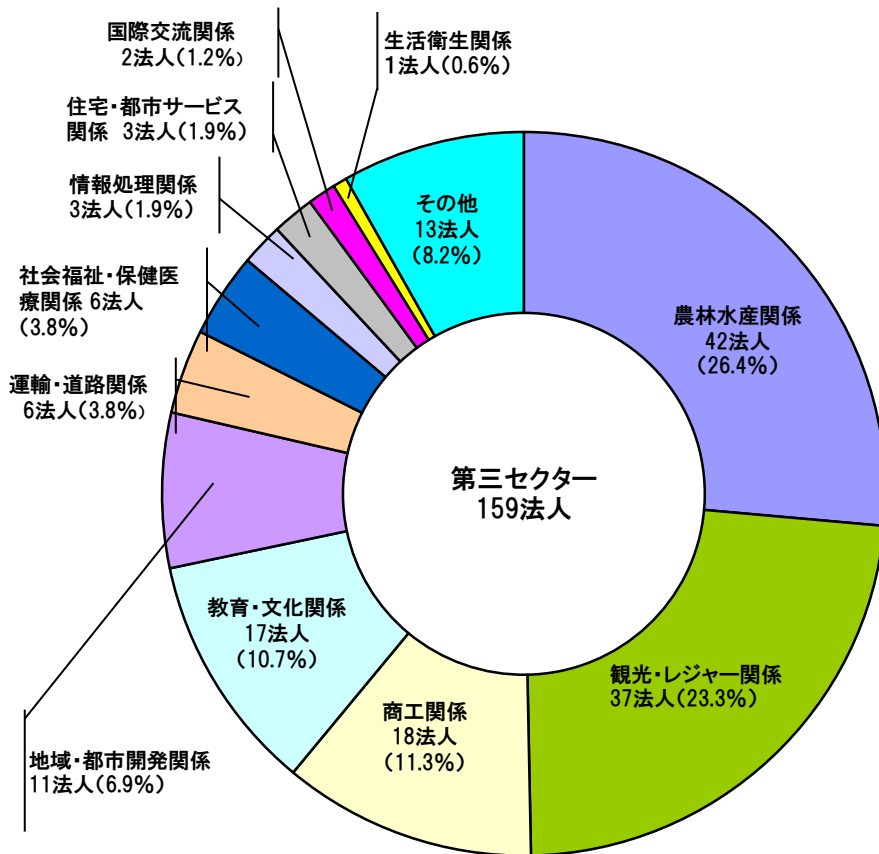
6 情報公開・経営の点検評価の取組 → P13

- ・ 財務諸表等の情報公開が行われている第三セクターは97法人(全体の78.9%)となっています。
また、市町村が設置した委員会等により定期的に経営の点検評価が行われている第三セクターは23法人で、全体の18.7%にとどまっています。

第三セクターの業務分類

- ・ 第三セクターを業務分野でみると、「農林水産関係」が最も多く、次いで「観光・レジャー関係」、「商工関係」、「教育・文化関係」の順になっています。
「教育・文化関係」分野は社団法人等が、「観光・レジャー関係」分野では会社法法人が多くなっています。

第三セクターの業務分類



業務分類別法人数

業務分類	社団法人等		会社法法人		合計		H28	増減	
	25%以上	25%未満	25%以上	25%未満	25%以上	25%未満			
農林水産関係	13	0	22	7	35	7	42	41	1
観光・レジャー関係	2	0	26	9	28	9	37	37	0
商工関係	6	1	6	5	12	6	18	18	0
教育・文化関係	15	0	1	1	16	1	17	17	0
地域・都市開発関係	0	0	7	4	7	4	11	10	1
運輸・道路関係	1	0	3	2	4	2	6	7	▲1
社会福祉・保健医療関係	4	0	2	0	6	0	6	5	1
情報処理関係	2	0	1	0	3	0	3	4	▲1
住宅・都市サービス関係	0	0	0	3	0	3	3	3	0
国際交流関係	2	0	0	0	2	0	2	2	0
生活衛生関係	0	0	1	0	1	0	1	1	0
その他	2	0	4	7	6	7	13	13	0
計	47	1	73	38	120	39	159	158	1

【業務分類中「その他」について】

「その他」には他に含まれない法人が分類されています。以下はその一例です。
・ 公共施設等の管理を行う法人

【御注意ください】

本項「第三セクターの業務分類」は、全法人(159法人)を対象として作成しています。

第三セクターに対する市町村等の出資額及び役職員数の状況

- ・ 第三セクターに対する出資総額は176億21百万円と前年度に比べて2百万円減少し、このうち市町村等の出資額は82億44百万円と前年度に比べて29百万円増加しました。出資割合では46.8%と前年度に比べて0.2ポイント増加しました。
- ・ また、第三セクターの役職員総数は2,860人と前年度に比べて26人増加し、このうち市町村等関係者による役職員数は288人（役職員総数に占める割合10.1%）で、前年度に比べて4人減少しました。

第三セクターに対する出資額の状況

単位:百万円

区分	出資総額 A	市町村等出資割合 B/A		法人数 C (単位:法人)
		うち市町村等 出資額 B	うちその他 (民間等)	
社団法人等	4,756	2,650	2,106	48
会社法法人	12,865	5,594	7,271	111
計	17,621	8,244	9,377	159
H28	17,623	8,215	9,408	158
増減	▲ 2	29	▲ 31	1

【市町村の出資割合について】

一般的に、市町村の出資割合が高いほど、その法人に対する市町村の関与の度合いが強くなると考えられます。

【役職員に占める市町村等関係者の割合について】

本項でいう「市町村等関係者」とは、その法人に出資している市町村等の退職者及び市町村等からの出向者を指します。
一般的に、その法人の役職員に占める市町村等関係者の割合が高いほど、市町村との結びつきが強くなると考えられます。

第三セクターの役職員数の状況

単位:人

区分	役員総数 A			職員総数 B			役員職員総数 A+B		
	役員総数 A	うち市町村等 関係者	割合	職員総数 B	うち市町村等 関係者	割合	役員職員総数 A+B	うち市町村等 関係者	割合
社団法人等	507	133	26.2 %	401	11	2.7 %	908	144	15.9 %
会社法法人	821	136	16.6 %	1,131	8	0.7 %	1,952	144	7.4 %
計	1,328	269	20.3 %	1,532	19	1.2 %	2,860	288	10.1 %
H28	1,327	274	20.6 %	1,507	18	1.2 %	2,834	292	10.3 %
増減	1	▲ 5	▲ 0.3 pt	25	1	0.0 pt	26	▲ 4	▲ 0.2 pt

※ 役員総数は、常勤役員及び非常勤役員の合計

【御注意ください】

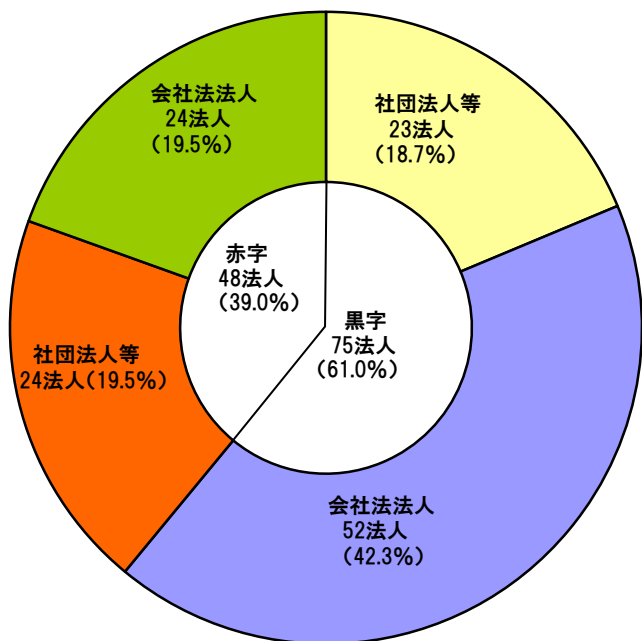
本項「第三セクターに対する市町村等の出資額及び役職員数の状況」は、全法人(159法人)を対象として作成しています。

経常損益の状況(25%以上出資等法人等)

IV. 経営状況

- 市町村等が出資する第三セクターのうち、黒字は75法人(61.0%)、赤字は48法人(39.0%)で、前年度に比べて黒字が9法人減少し、赤字が12法人増加しました。
- 黒字額の総額は10億6百万円、赤字額の総額は3億52百万円で、差引6億54百万円の黒字となり、前年度の差引8億54百万円の黒字に比べて全体としての黒字幅は縮小しました。
- 個別の損益動向をみると、「損益が改善した法人数:50法人」に対して「悪化した法人数:69法人」と、昨年度に比べると損益が改善した法人数が減少しているとともに、損益が悪化した法人数が改善した法人数を上回りました。また、一部法人においては、引き続き多額の経常赤字を計上するなど、依然として厳しい状況が続いています。

法人区分別経常損益状況



経常損益の状況

単位:百万円

法人区分	H29			H28			
	法人数	割合	経常損益	法人数	割合	経常損益	
黒字	社団法人等	23	18.7%	285	27	22.5%	244
	会社法人	52	42.3%	721	57	47.5%	781
	小計	75	61.0%	1,006	84	70.0%	1,025
赤字	社団法人等	24	19.5%	▲ 110	20	16.7%	▲ 82
	会社法人	24	19.5%	▲ 242	16	13.3%	▲ 89
	小計	48	39.0%	▲ 352	36	30.0%	▲ 171
合計	123	100.0%	654	120	100.0%	854	

※割合は全対象法人(123法人)に対するもの。

経常損益の改善・悪化状況

黒字法人	75法人	黒字転換	10法人	⇒	改善10	—
		黒字幅拡大	30法人	⇒	改善30	—
		黒字幅縮小	33法人	⇒	—	悪化33
		昨年度データなし	1法人	⇒	—	—
赤字法人	48法人	赤字転落	20法人	⇒	—	悪化20
		赤字幅拡大	16法人	⇒	—	悪化16
		赤字幅縮小	10法人	⇒	改善10	—
		昨年度データなし	2法人	⇒	—	—
計	123法人		122法人	⇒	改善50	悪化69

※1法人は増減無し(黒字)。

経常損益額の上位法人(25%以上出資等法人等)

経常黒字額の多い上位10法人

単位:千円

	法人名 (主な出資団体)	法人分類	出資割合	黒字額	総資本 経常利益率	経常収益 経常利益率
1	盛岡地域交流センター(盛岡市)	株式会社	50.0%	273,653	6.1%	32.9%
2	久慈広域食肉処理場(久慈市)	一般社団法人	41.0%	103,752	14.3%	42.8%
3	湯田牛乳公社(西和賀町)	株式会社	37.6%	79,298	10.0%	3.6%
4	胆江農業管理センター(奥州市)	一般社団法人	36.9%	78,440	5.5%	9.1%
5	サンマッシュ田野畑(田野畑村)	株式会社	51.0%	65,618	21.5%	18.5%
6	北上ケーブルテレビ(北上市)	株式会社	27.5%	30,779	4.8%	8.6%
7	大船渡魚市場(大船渡市)	株式会社	28.8%	25,285	3.0%	8.2%
8	花巻地域農業管理センター(花巻市)	一般社団法人	50.0%	19,711	2.4%	10.5%
9	オガール紫波(紫波町)	株式会社	51.0%	19,096	13.3%	4.8%
10	釜石まちづくり(釜石市)	株式会社	93.1%	19,000	12.0%	9.5%

経常赤字額の多い上位10法人

単位:千円

	法人名 (主な出資団体)	法人分類	出資割合	赤字額	総資本 経常利益率	経常収益 経常利益率
1	紫波まちづくり企画(紫波町)	株式会社	78.6%	▲ 29,006	▲ 98.0%	▲ 7.0%
2	北上都心開発(北上市)	株式会社	17.4%	▲ 27,890	▲ 0.8%	▲ 3.1%
3	ひめかゆ(奥州市)	株式会社	56.2%	▲ 21,981	▲ 16.1%	▲ 7.0%
4	東和町総合サービス公社(花巻市)	株式会社	73.7%	▲ 21,359	▲ 24.0%	▲ 18.2%
5	岩泉ホールディングス(岩泉町)	株式会社	91.6%	▲ 21,075	▲ 1.5%	▲ 93.7%
6	とうわ地域資源開発公社(花巻市)	株式会社	93.3%	▲ 18,671	▲ 7.6%	▲ 10.2%
7	しずくいし(雫石町)	株式会社	90.0%	▲ 17,329	▲ 20.5%	▲ 3.6%
8	三陸ふるさと振興(大船渡市)	株式会社	50.0%	▲ 13,872	▲ 8.5%	▲ 5.0%
9	大野畜産公社(洋野町)	一般社団法人	60.0%	▲ 13,584	▲ 11.1%	▲ 6.6%
10	釜石・大槌地域産業育成センター(釜石市)	公益財団法人	70.0%	▲ 12,699	▲ 2.7%	▲ 10.7%

【解説】総資本経常利益率とは？

総資本経常利益率は、その法人が総資本(＝総資産)を使って経営活動を行った結果、どれだけの経常利益を上げたかを示す、企業会計における収益性分析の代表的な指標です。

株式投資に関心のある方であれば、「ROA(Return On Assets)」という表現で耳にしたことがあるかもしれません。(ただし、ROAでは経常利益ではなく当期純利益を用いることが一般的なようです。)

$$\text{計算式: 経常利益} \div \text{総資本} \times 100(\%)$$

簡単な数字を用いて例を示すと、次のようになります。

- ・100万円の元手から10万円の利益を上げれば「10%」
- ・100万円の元手から1万円の利益を上げれば「1%」

このように、数字が大きいほど「良い」とされる指標ですが、業種や企業規模によってその平均的な値は異なることから、業種も規模も異なる左記表中の法人を比較して、「どちらがよい」と単純に論じることはできません。

【解説】経常収益経常利益率とは？

企業会計における収益性分析でよく用いられる指標の一つに「売上高経常利益率」というものがあります。これは、当期の売上高に対してどれだけの経常利益を上げたかという、その企業の総合的な収益力を示す指標です。

第三セクターには、企業会計が適用される株式会社や特例有限会社のほか、「売上高」という考え方が適さない財団法人や社団法人も多数存在することから、本公表資料では便宜的に「経常収益」の値を用いています。

$$\text{計算式: 経常利益} \div \text{経常収益} \times 100(\%)$$

簡単な数字を用いて例を示すと、次のようになります。

- ・100万円の売上(経常収益)から経費等を差し引いた利益が10万円なら「10%」
- ・100万円の売上(経常収益)から経費等を差し引いた利益が1万円なら「1%」

このように、数字が大きいほど「良い」とされる指標ですが、総資本経常利益率と同様、業種や企業規模によってその平均的な値は異なることから、業種も規模も異なる左記表中の法人を比較して、「どちらがよい」と単純に論じることはできません。

債務超過の状況(25%以上出資等法人等)

- 市町村等が出資する第三セクターのうち、115法人(全体の93.5%)は資産が負債を上回りましたが、8法人(全体の6.5%)は負債が資産を上回る、いわゆる「債務超過」の状態になりました。
- 債務超過法人数は、前年度と比べて4法人の増加(4増0減)となり、各法人の債務超過額の合計は7億72百万円と前年度に比べて19百万円増加しました。

純資産又は正味財産(債務超過)の状況 (※「金額」欄の▲が債務超過額)

単位:百万円

法人区分	25%以上 出資等法人数	資産が負債を上回っている法人			負債が資産を上回っている(債務超過)法人		
		法人数	割合	金額	法人数	割合	金額
社団法人等	47	47	38.2 %	6,825	0	0.0 %	0
会社法法人	76	68	55.3 %	12,539	8	6.5 %	▲ 772
合計	123	115	93.5 %	19,364	8	6.5 %	▲ 772
H28	120	116	96.7 %	18,868	4	3.3 %	▲ 753
増減	3	▲ 1	▲ 3.2 pt	496	4	3.2 pt	▲ 19

【債務超過】だと何が問題？

会社は債務超過になると「直ちに経営が立ち行かなくなる」わけではありません。

しかしながら、債務超過の状態にあるということは、その会社を解散したとき、会社が持っている全ての資産を処分しても、借金や買掛金などの負債を返済しきれないこととなります。

よって、一般的に債務超過会社との取引は敬遠される傾向にあり、取引を行う場合でも「掛け」取引は敬遠される傾向があります。

また、金融機関にとっても融資金の回収が懸念されることから、融資を断る、担保や保証人を要求するといった影響が考えられます。

さらに、出資者にとっても株式が無価値となることが懸念されます。

こうして、債務超過の会社では資金繰りが苦しくなり、経営悪化に拍車がかかる悪循環が生じやすい、ということになります。

債務超過法人一覧(全8法人)

単位:千円

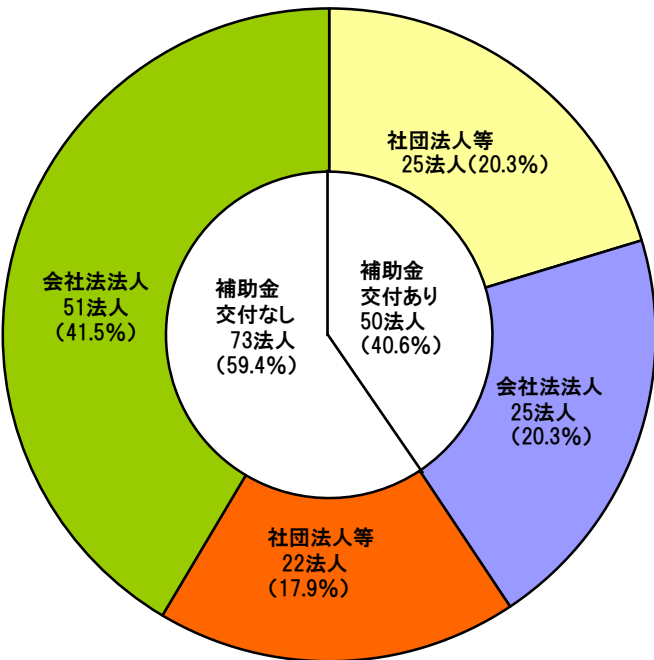
法人名(主な出資団体)	法人分類	出資割合	純資産又は正味財産 (債務超過)の額		増減	(参考) 当期純利益
			H29	H28		
陸中たのはた(田野畑村)	株式会社	85.2%	▲ 553,620	▲ 554,442	822	822
エコ・ワールドくずまき風力発電(葛巻町)	株式会社	25.0%	▲ 163,258	▲ 170,203	6,945	6,945
紫波まちづくり企画(紫波町)	株式会社	78.6%	▲ 23,795	-	▲ 23,795	▲ 29,281
釜石港物流振興(釜石市)	株式会社	90.0%	▲ 21,111	▲ 26,846	5,735	5,735
たまやま振興(盛岡市)	株式会社	86.4%	▲ 4,579	▲ 1,237	▲ 3,342	▲ 3,342
東和町総合サービス公社(花巻市)	株式会社	73.7%	▲ 2,578	-	▲ 2,578	▲ 17,596
エステック(西和賀町)	株式会社	74.1%	▲ 2,490	-	▲ 2,490	▲ 3,615
西和賀産業公社(西和賀町)	株式会社	51.4%	▲ 684	-	▲ 684	▲ 12,337

市町村等の財政支援の状況(25%以上出資等法人等)

補助金交付額

- ・ 第三セクターのうち、市町村等から補助金が交付されている第三セクターは50法人(全体の40.6%)で、前年度に比べて増減はなく、交付額は38億79百万円と、前年度に比べて28億59百万円増加しました。
- ・ また、補助金のうち、人件費や維持管理費等の運営費の補助を目的とした補助金が交付されている第三セクターは31法人(全体の25.2%)で、交付額は6億64百万円と、前年度に比べて6百万円減少しました。

補助金交付の状況



市町村等からの補助金交付額の状況

単位:百万円

法人区分	25%以上 出資等法人数	補助金交付額			うち運営費補助金交付額		
		法人数	割合	金額	法人数	割合	金額
社団法人等	47	25	20.3 %	809	22	17.9 %	537
会社法法人	76	25	20.3 %	3,070	9	7.3 %	127
合計	123	50	40.6 %	3,879	31	25.2 %	664
H28	120	50	41.7 %	1,020	30	25.0 %	670
増減	3	0	▲ 1.1 pt	2,859	1	0.2 pt	▲ 6

市町村等からの補助金交付額の多い上位10法人

単位:千円

法人名(主な出資団体)	法人分類	出資割合	補助金交付額		増減	(参考) 経常損益
			H29	H28		
岩泉ホールディングス(岩泉町)	株式会社	91.6%	2,756,662	0	2,756,662	▲ 21,075
盛岡市文化振興事業団(盛岡市)	公益財団法人	100.0%	110,855	112,079	▲ 1,224	9,577
久慈広域食肉処理場(久慈市)	一般社団法人	41.0%	100,000	0	100,000	103,752
釜石・大槌地域産業育成センター(釜石市)	公益財団法人	70.0%	94,394	89,122	5,272	▲ 12,699
サンマッシュ田野畑(田野畑村)	株式会社	51.0%	88,609	9,707	78,902	65,618
北上市文化創造(北上市)	一般財団法人	100.0%	66,505	68,650	▲ 2,145	18,453
盛岡観光コンベンション協会(盛岡市)	公益財団法人	75.5%	59,377	53,065	6,312	▲ 882
遠野市畜産振興公社(遠野市)	一般社団法人	76.0%	54,788	52,749	2,039	9,100
岩手県南技術研究センター(一関市)	公益財団法人	87.1%	48,176	76,084	▲ 27,908	1,974
盛岡地域地場産業振興センター(盛岡市)	公益財団法人	74.9%	45,000	47,253	▲ 2,253	▲ 8,609

市町村の財政支援の状況(25%以上出資等法人等)

市町村からの借入金残高

- ・ 第三セクターのうち、市町村からの借入金残高を有する法人は3法人(全体の2.4%)で、前年度と比べて増減はありませんでした。市町村の貸付金残高は7億3百万円と前年度に比べて68百万円減少しました。

市町村からの借入金残高の状況

単位:百万円

法人区分	25%以上 出資等法人数	貸付金残高		
		法人数	割合	金額
社団法人等	47	0	0.0 %	0
会社法法人	76	3	2.4 %	703
合計	123	3	2.4 %	703
H28	120	3	2.5 %	771
増減	3	0	▲ 0.1 pt	▲ 68

【市町村が第三セクターに貸付けを行うことは何が問題?】

市町村が第三セクターに対して貸付けを行っている際に、万が一その第三セクターが経営破たんすると、貸付金の回収に懸念が生じる場合があります。

もし、多額の貸付金が回収不能になるという事態に陥ると、その市町村の財政運営に大きな影響を及ぼしかねないことから、市町村からの借入金がある第三セクターの経営状況は注視する必要があります。

市町村からの借入金残高を有する法人(全3法人)

単位:千円

法人名(主な出資団体)	法人分類	出資割合	借入金残高		増減	(参考)	
			H29	H28		経常損益	純資産額
北上都心開発(北上市)	株式会社	17.4%	638,388	693,900	▲ 55,512	▲ 27,890	225,568
湯田牛乳公社(西和賀町)	株式会社	37.6%	60,000	70,000	▲ 10,000	79,298	286,265
釜石まちづくり(釜石市)	株式会社	93.1%	4,800	7,200	▲ 2,400	19,000	100,792

市町村の財政支援の状況(25%以上出資等法人等)

損失補償契約に係る債務残高

- ・ 市町村の損失補償契約に係る債務を有する第三セクターは4法人(全体の3.2%)で、前年度に比べて1法人減少(0増1減)しました。
- ・ 債務残高は10億24百万円と前年度に比べて82百万円減少しました。

損失補償契約に係る債務残高の状況

単位:百万円

法人区分	25%以上 出資等法人数	損失補償契約に係る債務残高		
		法人数	割合	金額
社団法人等	47	1	0.8 %	246
会社法法人	76	3	2.4 %	778
合計	123	4	3.2 %	1,024
H28	120	5	4.2 %	1,106
増減	3	▲ 1	▲ 1.0 pt	▲ 82

【市町村が損失補償をしている債務残高があることは何が問題?】

市町村における「損失補償」とは、資金の貸し手(債権者)と市町村との二者間で締結される契約で、第三セクターが借入金を返済できなくなるなどの事態が生じて債権者に損失が生じた場合にその損失を補償する、というものです。

「損失補償契約に係る債務残高がある」ということは、その第三セクターが経営破たんし債務の返済が不可能になった場合には、損失補償をした市町村がその損失(返済が不可能になった分)を肩代わりしなければならないことを意味します。

損失補償契約は、市町村の財政運営に負担を生じさせる可能性があることから、損失補償契約に係る債務残高を有する第三セクターの経営状況は注視する必要があります。

損失補償契約に係る債務残高を有する法人一覧(全4法人)

単位:千円

法人名(主な出資団体)	法人分類	出資割合	債務残高		増減	(参考)	
			H29	H28		経常損益	純資産額
陸中たのはた(田野畑村)	株式会社	85.2%	650,150	690,150	▲ 40,000	727	▲ 553,620
葛巻町畜産開発公社(葛巻町)	一般社団法人	88.7%	246,250	276,250	▲ 30,000	▲ 8,575	391,514
サンマッシュ田野畑(田野畑村)	株式会社	51.0%	93,746	60,789	32,957	65,618	45,036
釜石港物流振興(釜石市)	株式会社	90.0%	34,010	52,927	▲ 18,917	5,807	▲ 21,111

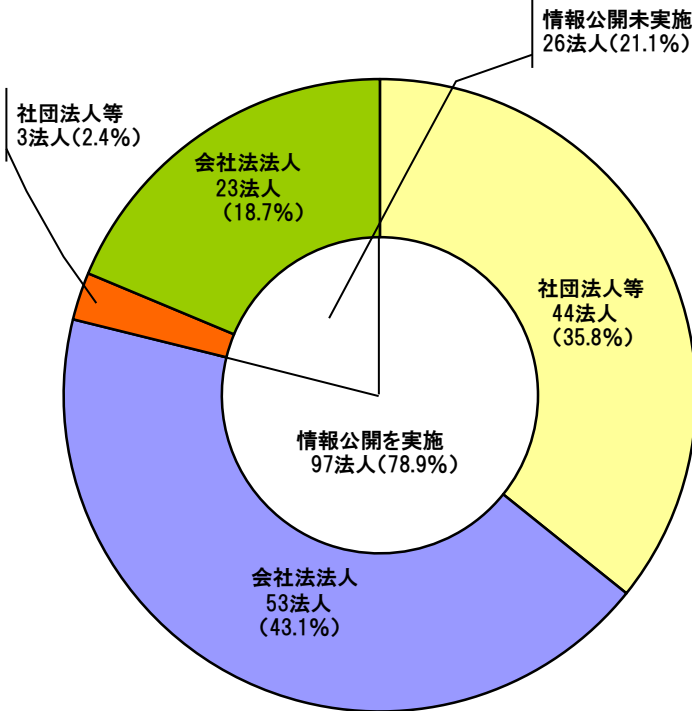
情報公開・経営の点検評価の取組(25%以上出資等法人等)

- ・ 財務諸表等の情報公開が行われている第三セクターは97法人(全体の78.9%)で、うち市町村が条例・要綱等により情報開示を定めている第三セクターは49法人(全体の39.8%)となっています。
- ・ また、市町村が設置した委員会等により定期的に経営の点検評価が行われている第三セクターは23法人で、依然として全体の18.7%にとどまっています。

【本調査でいう「情報公開」とは？】

本調査における情報公開とは、財務諸表等を広報、議会報告及び事務所等への備え付けなどとして、開示請求によることなく、情報を公開しているものをいいます。

情報公開の状況



情報公開の状況

法人区分	25%以上 出資等法人数	情報公開実施		条例等を設置している	
		法人数	割合	法人数	割合
社団法人等	47	44	35.8 %	24	19.5 %
会社法法人	76	53	43.1 %	25	20.3 %
合計	123	97	78.9 %	49	39.8 %
H28	120	96	80.0 %	49	40.8 %
増減	3	1	▲ 1.1 pt	0	▲ 1.0 pt

経営の点検評価の状況

法人区分	25%以上 出資等法人数	点検評価あり		点検評価なし	
		法人数	割合	法人数	割合
社団法人等	47	7	5.7 %	40	32.5 %
会社法法人	76	16	13.0 %	60	48.8 %
合計	123	23	18.7 %	100	81.3 %
H28	120	23	19.2 %	97	80.8 %
増減	3	0	▲ 0.5 pt	3	0.5 pt